



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                     |                                                                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title               | 個人情報の刑法的保護の可能性と限界について [論文内容及び審査の要旨]                                                                                       |
| Author(s)           | 佐藤, 結美                                                                                                                    |
| Degree Grantor      | 北海道大学                                                                                                                     |
| Degree Name         | 博士(法学)                                                                                                                    |
| Dissertation Number | 甲第11183号                                                                                                                  |
| Issue Date          | 2014-03-25                                                                                                                |
| Doc URL             | <a href="https://hdl.handle.net/2115/55423">https://hdl.handle.net/2115/55423</a>                                         |
| Rights(URL)         | <a href="https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/">https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/</a> |
| Type                | doctoral thesis                                                                                                           |
| File Information    | Yumi_Sato_review.pdf, 「審査の要旨」                                                                                             |



## 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 佐藤 結美

|       |     |     |         |
|-------|-----|-----|---------|
| 審査担当者 | 主 査 | 教 授 | 城 下 裕 二 |
|       | 副 査 | 教 授 | 小名木 明 宏 |
|       | 副 査 | 教 授 | 岡 田 信 弘 |

### 個人情報の刑法的保護の可能性と限界について

本論文は、「個人情報」を刑法における新たな保護法益として位置づけることは可能か、可能であるとすれば、不正収集・漏洩・売買などの侵害行為に対する刑事規制はいかにあるべきかについて、比較法的知見を踏まえて検討するものである。

第1章では、従来の刑法解釈論において、有体物に化体されている情報を財産犯の枠組で保護する試みがなされてきたが、個人情報自体を保護客体と解するには困難があったことが指摘され、そこから処罰の間隙が生じてきたことが具体的事例と共に明らかにされている。

第2章では、現行法上、個人情報がどのように、どの範囲で保護されているのかを確認する。刑法典における秘密漏示罪等によって、個人情報は広く保護されているように見えるが、行為主体が限定されていることから、秘密の重要性にもかかわらず捕捉されない場合がある。他方、個人情報保護法では、不正収集等の行為は直接の処罰対象ではなく、主務大臣の命令に違反して初めて刑罰を科される。しかし同法では、個人情報の重要度、情報に対する侵害の程度等を考慮することなく、主務大臣の命令に対する違反という抽象的な行為が処罰対象とされている点において、重要な情報への重大な侵害行為も、機密性の高くない情報への比較的軽微な侵害も同様に扱われるという不均衡が生じ得る。こうした現行法の規制状況からは、情報の重要性や侵害行為態様に応じた刑罰規定が必要であることが導かれる。

第3章から第5章では、イギリス・フランス・ドイツの個人情報保護法制について概観し、検討する。これらの国では、1995年のEU指令を受けつつもそれぞれ独自の制度を有するが、個人情報の侵害行為を直接処罰する複数の規定が存在し、特に機密性が高い人種・宗教・健康状態などに関するセンシティブ情報を一般的な情報と区別しながら、個人情報の取り扱いを監督する専門の独立第三者機関が存在するという点で共通する。そして現状として、刑罰よりも第三者機関による助言や命令、非刑罰的金銭制裁が多く用いられていることから、刑罰の謙抑性が結果的には担保されているということが可能であると分析する。

第6章では、第5章までの検討を踏まえて、日本法における妥当な個人情報保護のあり方を考察する。まず、非刑罰的金銭制裁の権限を有する、個人情報一般に対する独立監督機関の設置を提唱し、主務大臣の命令に対する違反という抽象的な罰則に替えて、重大な侵害行為のみを処罰対象とすべきことを主張する。さらに、憲法上の価値から法益概念を導出する近時の法益論に立脚し、プライバシーの一種としての個人情報にも法益性を肯定すべきものとする。そしてプライバシーを「社会的評価からの自由」と解する憲法学説を前提としつつ、刑法的保護の対象となる個人情報は、第一に、経済状態・健康状態・前科前歴等の、社会的評価を左右し得る情報であるとする。このような情報は、本人の同意のない収集、漏洩、開示、売買、欺罔による収集等の行為自体が犯罪となる。第二に、氏名・住所・生年月日等の、社会的評価を左右しない情報の場合は、不当な取り扱いによって架空請求の対象とされるなど、生活への不当な干渉という結果

が発生して初めて、刑罰の対象となる。このような個人情報の侵害の罪は故意行為に限定され、過失行為は第三者機関による非刑罰的金銭制裁の対象とすべきことを指摘する。こうした規制方法によれば、刑罰の謙抑性と法益保護のバランスを取りながら、個人情報侵害の深刻化を回避することが可能であると結論づける。

第7章では、本論文全体の要約と、各論的分析を中心とした今後の課題が示されている。

以上のように本論文は、これまで重要性が認識されながらも先行研究が極めて少なかった「個人情報の刑罰的保護」の問題に焦点をあて、法益論・制裁論を軸に、解釈論・立法論の両面から果敢にアプローチするものである。比較法的検討も詳細であり、結論部分の提案と併せて、学界にとって裨益するところが大きい。特に、個人情報の性質に基づく規制方法の分化、刑罰と非刑罰的制裁の併用に関しては、近い将来の立法に際しても議論を呼ぶものと思われる。

他方、本論文で肯定された個人情報の法益性については、既存の他の法益とどのような関係に立つのが必ずしも明らかではない部分がある。また、構成要件の明確化・細分化という点では、客観的要件としての侵害行為・行為主体、および主観的要件をさらに具体的に提示する必要がある。憲法上のプライバシー概念についての論争と法益論・制裁論の対応関係をめぐっては、本論文の理解以外にも多様な考え方があることが認識されるべきであろう。

もっとも、これらの点は今後の研究において明らかになることが期待されるものであり、本審査委員会は、全員一致で本論文が博士（法学）を授与するにふさわしいとの結論に達した。